

参考6 騒音規制法対象施設と管理者法の資格の関係

番号	施行令別表 1	施設の区分	規模要件	選任すべき管理者
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		管理者法上適用外*
		リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
		ス タンブラー		
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）				
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ホ 丸のご盤		
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。			
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

\* 実務経験としては算入することができます。